お知らせ 〈治癒証明書　インフルエンザ以外の感染症用〉

保　護　者　様

江戸川区立　船堀第二小学校

お子さまが感染性の病気になった場合は、完全になおしてから登校しましょう。

ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については、以下のとおりです。

なお、医師により感染のおそれがないと認められたときはこの限りではありません。

登校するときに下記証明書をお持ちください。

	病　　名	出　席　停　止　の　期　間
1	百　　日　　咳	特有の咳がなくなるまで、または５日間の適切な抗菌薬療法が終わるまで
2	麻 し ん （ は し か ）	解熱した後、３日を経過するまで
3	流 行 性 耳 下 腺 炎 （ お た ふ く か ぜ ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良くなるまで
4	風 し ん （ 三 日 ば し か ）	発しんが消失するまで
5	水 痘 （ 水 ぼ う そ う ）	全ての発しんが痂皮化するまで（かさぶたになる）
6	咽 頭 結 膜 熱 （ プ ー ル 熱 ）	発熱、結膜炎等の主要症状が消退した後、２日を経過するまで
7	結　　核	感染のおそれがないと認められるまで
8	腸 管 出 血 性 大 腸 菌 感 染 症	感染のおそれがないと認められるまで
9	流 行 性 角 結 膜 炎	感染のおそれがないと認められるまで
10	急 性 出 血 性 結 膜 炎	感染のおそれがないと認められるまで
11	感 染 性 胃 腸 炎	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態が安定するまで（回復後も数週にわたって便からウイルスが排出されることがあるため、手洗いを励行すること）
12	溶 連 菌 感 染 症	治療開始１日をすぎ、全身状態がよくなるまで
13	手　　足　　口　　病	全身状態が安定するまで
14	（　　）	

証　　明　　書

学 校 長　殿

年　　組　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿月＿＿＿日　　から登校してもよいことを証明いたします。

令和　　年　　月　　日　　医師＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿